

(参考様式2)

## 事前点検シート

【実施要領様式】

計画主体名	山梨県・都留市		
計画期間	H27～H31	総事業費（交付金額）	370,000千円（185,000千円）
実施期間	H27～H28		

### 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	本計画は施設の整備により交流人口の増加を目標としており、法律及び基本方針に適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	第5次都留市長期総合計画に、観光・交流型農林業の振興が位置づけられており、交流人口の増加を目指す本計画と関連性があり、連携が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	当該施設整備に当たっては、地域の農業者等で構成されている準備会にて協議してきたものであり、合意形成はなされている。また、女性生産者のみならず、地域の女性グループの意見を取り入れている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか		
事業の推進体制は確立されているか	適	地元住民、県関係機関との連携体制は確立され、事業導入後の事業展開に向けての準備会も立ち上げられている。また、生産者向けの研修を開催している。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	活性化目標達成のための交流人口の増加を事業活性化目標として、農林産物直売所及び農家レストランを整備することとしており、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	適	活性化計画5年間、実施期間は2年間であり、基本方針及び要綱で原則として示している範囲であり適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	適	事業費：370,000千円×交付額算定交付率：1/2＝185,000千円で交付限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	今回、新規に取り組む事業であり、自力若しくは他の助成によるものを切り替えて実施するものではない。
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	適	施行にあたっては有資格者による各種関係法令および設計基準に基づく構造検討と施行監理を行うこととし、十分な安全性と、検査体制が確保される見通しがある。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	該当なし
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表」により、標準耐用年数は以下のとおり、地域連携力販売促進施設39年(鉄骨造)、飲食料品小売業用設備9年。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定した。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	投資効率=1.38である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	当該施設の整備の事業実施主体は都留市であり、対象地域は特定農山村法の指定地域に該当している。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれはないか	適	都留市が所有・管理する施設に対する交付であり、施設管理条例及び運営規定を定め、指定管理者による運営を行うため、目的外使用の恐れはない。

施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	適	地域における計画期間前H22～H26年度の交流人口は132,760人であり、近隣施設の利用状況及び商圈の設定等を踏まえて、計画期間内H27～H31の交流人口を2,050,000人とした。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	適	近隣（大月市）には類似施設があるが、受益地が明確に区分されていることを確認している。また本施設に出荷する見込みの農林業者に対する事前確認を踏まえてその利用状況、今後の利用見込みを推定している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	当該施設の利用対象者は、市内在住者及び市外からの来場者であり、直売所の商圈と市内にあるリニア見学センターの来場者数を考慮し検討している。また、関東方面から富士山富士五湖エリアへの観光客を取り込むため、周辺エリアの情報発信を積極的に行い、集客を図ることとして利用計画を策定した。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	当該施設から500mのところにある地域の交流資源であるリニア見学センターと誘客のための連携をとることとして利用計画を作成している。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	適	地域の女性グループからの意見を聴取している。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	「公共建築工事積算基準 平成25年度」（（財）建築コスト管理システム研究所）、「改訂51版 建築工事標準歩掛」（（財）建築物価調査会）、「改訂19版 工事歩掛要覧」（（財）経済調査会）を基準に積算しており、過大な積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	利用計画で見込んである集客数に合った規模の必要最小限の施設とすることで、建設・整備コストの低減を図る。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	適	整備する駐車場について、自家用車78台、大型バス8台の駐車スペースとして合計2,400㎡の規模としており、必要最小限の整備である。

備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	適	また、直売施設の備品は、業務用で備付けのものを整備するため汎用性の高いものではない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	市の主要な観光地であるリニア見学センターに付近に整備予定であり、整備予定箇所はリニア見学センター来場者（車及び観光バスで来場）が必ず通行する箇所に面しており最適と判断した。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがっているか	適	本市が買収することとなるが、土地所有者との協議により、施設整備の着手までに売買する見通しがっている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 102 号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8262 号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）I の第 2 の 4 の（3）の基準に照らし適正であるか	—	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり 29 万円以内かつ延べ床面積 1,500 ㎡以内であるか	適	農林産物直売所建設工事 250(百万円)/980㎡=25.5万円/㎡であり、面積当たり単価は29万円以下である。また延べ床面積は980㎡であり、1,500㎡以内。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	適	当該施設では、主に市内産のものを扱い、冬期の端境期は市内産の加工品、交流市町村の農産物を利活用するなどの計画がされている。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	適	農産物の販路を拡大し農家所得向上を目指すための施設である。また、観光客のみならず地元住民も対象とするため、地産地消の促進にも寄与する。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	適	通年稼働であり。継続的な雇用と所得を確保する物である。

6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	適	地域農産物を処理・加工し、販売する予定であり、また地域の助成団体が生産した加工品の販売を予定している。また施設の構想段階から女性の意見を取り入れている
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	本市の庁内で起債計画に関して十分検討・調整を行っている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	一般競争入札により業者を選定する。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	適	本市において、施設管理運営規定を制定し、適正に管理・運営を行う。
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	適	本市において、施設管理運営規定を制定し、適正に管理・運営を行う。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	適	収支計画は策定済みであり、経営診断により適正であると判断されている。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	適	重複申請はない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。